

邑楽町木造住宅耐震診断者派遣事業

木造住宅耐震診断者派遣事業とは

旧建築基準法で造られた町内の木造住宅に対し、町が耐震診断者を派遣して耐震診断をすることにより、地震に対する建物の安全性の確保・向上を図ります。住まいの弱点を知り、現在の生活の仕方や建物の利用の仕方を見直すだけでも、災害が起こったときの結果は、大きく違ってきます。地震対策の第一歩となる耐震診断をぜひ受けてみて下さい。

対象となる建物

- 1 旧建築基準法によりつくられた建物
昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅
(住宅部分の床面積が2分の1以上の物)
- 2 平屋建て又は2階建てのもの
- 3 在来軸組工法で建築したもの
在来軸組工法とは、柱、梁等の主要構造物が、木造の軸組によってつくられたものをいいます。
プレハブ、パネル工法は除きます。

耐震診断者派遣の申し込みができる方

- 1 対象住宅の所有者かつ居住者
- 2 町税の滞納がない者



派遣に必要なお金は？

耐震診断に要する費用は、町が負担します。ただし、耐震診断者の交通費（1,000円）については、現地調査時に申込者に支払っていただきます。

耐震診断者派遣の申込方法

- 1 邑楽町役場都市建設課窓口へ、木造住宅耐震診断者派遣申請書（様式1号）に必要書類を添えて申し込んでください。
- 2 その他ご不明な点は、下記連絡先にお問い合わせください。

※この診断は、地震時に建物の安全性を診断するもので、建物の耐震改修の方法については判断できません。

【連絡先】

邑楽町役場 都市建設課 都市整備係

電話 0276-88-5511

0276-47-5031（ダイヤルイン）